

## ○丸亀市附属機関設置条例

(平成17年3月22日条例第19号)

改正	平成17年9月22日条例第196号	平成18年9月26日条例第36号	平成19年3月26日条例第19号
	平成19年6月22日条例第24号	平成19年12月21日条例第35号	平成20年3月4日条例第1号
	平成20年9月1日条例第32号	平成21年6月22日条例第22号	平成23年3月24日条例第5号
	平成23年9月21日条例第26号	平成25年3月27日条例第7号	平成25年9月25日条例第27号
	平成25年12月20日条例第38号	平成26年3月28日条例第14号	平成26年6月16日条例第17号
	平成26年9月26日条例第25号	平成27年3月4日条例第2号	平成27年6月23日条例第32号
	平成27年12月24日条例第40号	平成28年3月29日条例第18号	平成28年10月12日条例第34号
	平成29年3月24日条例第10号	平成31年3月29日条例第7号	令和元年12月27日条例第17号
	令和3年3月29日条例第5号	令和3年6月24日条例第16号	

## 丸亀市附属機関設置条例

(設置等)

第1条 法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により本市に設置する附属機関は、別表のとおりとし、附属機関の担任する事務、委員の定数、委員の任期、構成者及び庶務担当は、当該別表に定めるところによる。

(委員の委嘱)

第2条 附属機関の委員は、別表の構成者の欄に掲げる者のうちから執行機関が委嘱又は任命する。

2 執行機関は、前項に定める委員のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

(委員の身分)

第3条 前条第1項に定める委員が、別表の構成者の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

(委員の再任)

第4条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

(補欠委員の任期)

第5条 附属機関の委員が欠けた場合において、補欠により委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第8条 附属機関に必要な応じ部会を置くことができる。

(特別委員等)

第9条 附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、第2条に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員(以下「特別委員等」という。)を置くことができる。

2 特別委員等の議事参加については、会長が附属機関の会議に諮って定める。

3 特別委員等は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

# 丸亀市附属機関設置条例

(意見の聴取等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、当該執行機関が定める。

一部改正〔平成18年条例36号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

別表(第1条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	会議の開催	会議の決定	庶務担当
市長	丸亀市人権政策推進審議会	人権政策に関する諸問題についての調査、審議、建議及び答申に関する事務	20人以内	2年	(1) 学識経験者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 地域住民 (4) 公募により選任した者	半数以上	過半数	総務部